

浜民鶴塚地区地区計画 建築物等の敷地面積の最低限度の詳細

地区の 区分	地区の名称	医療・福祉施設地区	文化施設地区
	地区の面積	約 1. 8 ha	約 2. 5 ha
建築物等の敷地面積 の最低限度	1,000 m ² とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ① 医療又は福祉に関連する施設の敷地として使用する場合 ② 特別の事情により市長がやむを得ないと認めた場合		
※医療・福祉施設地区 ①医療又は福祉に関連する施設 ・診療所 ・薬局 ・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの			